

型式の区分

電気育苗器

要素	区分
(A) 定格電圧	(1) 125V以下のもの
	(2) 125Vを超えるもの
(B) 定格消費電力（電気育苗器の場合に限る。）	(1) 1kW以下のもの
	(2) 1kWを超えるもの
(C) 定格消費電力（電気プレス器の場合に限る。）	(1) 400W以下のもの
	(2) 400Wを超えるもの
(D) 電源スイッチ（機器本体に取り付けられ、操作することによって機器の主機能の動作が可能となるスイッチのことをいい、自動スイッチ及び自動温度調節器を除く。）	(1) あるもの
	(2) ないもの
(E) 発熱部の形態	(1) 充電部が露出した発熱線を有するもの
	(2) シーズ式のもの
	(3) スペース式のもの
	(4) ドータイト式のもの
	(5) 石英管式のもの
	(6) 被覆式のもの
	(7) ランプ式のもの
	(8) 半導体利用のもの
	(9) その他のもの
(F) 電源電線と器体との接続の方式	(1) 直付けのもの
	(2) 接続器利用のもの
(G) 附属電動機（電気育苗器、電気ふ卵器、電気育すう器及び電気プレス器の場合に限る。）	(1) あるもの
	(2) ないもの
(H) 温度過昇防止装置	(1) あるもの
	(2) ないもの
(I) 外郭の材料（電熱ボード、電熱シート及び電熱マットの場合に限る。）	(1) 金属のもの
	(2) 合成樹脂のもの
	(3) ゴムのもの
	(4) 木のもの
	(5) その他のもの
(J) 使用場所（電気育苗器、電気乾燥器及び電気プレス器の場合を除く。）	(1) 水中のもの
	(2) 水中のもの以外のもので屋外のもの
	(3) 水中のもの以外のもので屋内のもの

備考：該当する要素記号及び区分番号に 印を付して下さい。

型式の区分

電気育苗器

要素	区分
(K) 用途（電気乾燥器の場合に限る。）	(1) ヘロタイプ用のもの
	(2) 靴用のもの
	(3) 食器用のもの
	(4) 衣類用のもの
	(5) その他のもの
(L) 乾燥の方式（電気乾燥器の場合に限る。）	(1) 伝導式のもの
	(2) 対流式のもの
	(3) 輻射式のもの
	(4) その他のもの
(M) 水蒸気発生装置（電気プレス器の場合に限る。）	(1) あるもの
	(2) ないもの
(N) 二重絶縁	(1) 施してあるもの
	(2) 施していないもの

備考：該当する要素記号及び区分番号に 印を付して下さい。

JET81095-2/2-(end)